

他人のためにする生命保険契約の本質と受取人先死亡問題
—生命保険における対価関係の柔軟性—

早稲田大学 大塚 英明

1 旧商法 675 条 2 項削除の意味

(1) 他人のためにする生命保険契約の保険契約者の地位

旧商法 675 条 2 項は、「前項但書ノ規定ニ依リ保険契約者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其ノ権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ確定ス」と定めていた。すなわち、受取人の指定変更権を留保した保険契約者にあっても、指定変更権自体は何らかの理由から、それを保険契約者の相続人が相続できないことが明定されていたのである。ところが、それに対しては「保険契約者が死亡した場合には、その相続人が保険契約者の地位を承継する（保険契約者となり、保険料が分割払の場合には相続人が保険料を負担することになる。）ことから…原則どおり保険金受取人の変更をすることができるということが合理的と考えられ」たため、現行保険法ではこの 2 項が削除された。そして法制審議会の場でも「この点については部会でも異論はない（実務上も同様の取扱いがされているようである。）」^{*1}と理解されていた。

学説上もかなり古くから同項に懐疑的な立場をとる見解が通説であった。例えば大森博士は、「商法上は、保険事故発生前に保険契約者が変更権を行使しないままで死亡したときは、保険金受取人の権利は確定し、保険契約者の相続人が指定・変更権を行使しえない、とされている…。けだし、何人を受取人とするかの決定権は契約者自身に帰属せしめるのを適当とする、とする考え方によったものと解せられる。しかし、この指定・変更権を必ずしも保険契約者の一身専属権とすべき理由なく…、ことに保険料支払義務を承継する相続人に指定・変更権をも保有せしめるのがむしろ合理的とも考えられる」^{*2}と指摘していた。とくに一身専属性については、「受取人指定・変更行為は、それ自体身分行為でないのはもちろん、これにより契約者自身または第三者の財産関係に変動を生ぜしめることを本来の内容とする行為である。従って、生命保険制度の趣旨を考慮に入れた立法政策論としてはともかく、格別の規定がないかぎり、この行為をもって保険契約者の一身専属的行為と解することはできず、また指定・変更権を保険契約者の一身専属的な人格権と解することはできない」^{*3}とされ、はっきりとこれを否定する。

西島博士もまた旧商法 675 条 2 項を排除する約款の有効性を認めるくんだりで、その理由を列挙される。すなわち、「変更権の一身専属性を認める合理的根拠がないこと、保険契約者死亡後、その地位を承継して保険料支払義務を負担する相続人が保険契約者の権利をも承継するのが当然であること、被指定者の権利は無償で取得されるのが通例であること、相続人が変更権を行使できないとしたところで、契約者の相続人として契約を解除して解約返戻金を取得する方法をとることができるので、保険金受取人の権利の空洞化を阻止できないことの四点にある」^{*4}。さらに山下（友）教授も、「保険契約者が死亡したことにより保険金受取人の権利が確定するということは、保険契約者の地位を承継する保険契約

者の相続人がもはや指定変更権を行使できないようにするという意味があるが、相続人の指定変更権を当然に排除する必要があるかどうかは疑わしい^{*5}とされる。そして、西島博士の指摘する四番目の理由から、結局は「商法 675 条 2 項のような規定をおいたとしても保険金受取人がどれだけ保護されるのかは極めて疑わしく^{*6}、立法論としてこれを削除するべきと結論づけられた。

(2) 条文不要論

このように旧商法 675 条 2 項はいたって評判の悪い規定であった。そのような規定がなぜ設けられたかは、山下教授の引用部からうかがい知ることができよう。契約者の相続人が指定変更を封じられることは、すなわち保険金受取人の何らかの利益の保護につながると考えられた。ところが西島博士も山下教授も、そうした利益保護は、相続人の解約ないし保険料不払いによる契約失効をもって簡単に覆し得るため、そうであれば、契約者相続人が指定変更権を行使することを阻止しても何ら意味がないという論拠で、同項の存在意義を否定したのである。

しかしながら、そのような論理の流れだと、旧商法 675 条 2 項の削除については、ある意味で消極的な論拠しか提供し得ない。つまり、ある規定が存在してもしなくても、いずれにせよ保険金受取人の利益が保護できないというだけでは、その規定が存在する場合と存在しない場合との効果の相違を説明することにはならない。加えて、大森博士以来言い続けられてきた、指定変更権が身分法的意味での一身専属権ではないという性格論は、旧商法 675 条 2 項の削除について、もっぱら形式的な正当性を与えることにしか寄与しない。指定変更権が財産権であることは、おそらく旧商法 675 条 2 項の立法者も意識していたであろうし、その点を疑う指摘はこれまで一切登場していないであろう。したがって、それに身分法的な一身専属性がないということは、単なる確認にすぎない。そしてそれを財産権という範疇に属させた以上、相続という法的な包括承継からこれを除外することには何ら理由がつかない。そのことから、補足説明にもあるような「合理」性が導かれた。しかしこの論拠は決して、財産権としての指定変更権の実質的分析によるものではない。換言すれば、契約者の相続人が指定変更権を相続する場合と相続しない場合の実質的相違を検討したものではなかった。

ここで確認しておきたいが、本稿は旧商法 675 条 2 項の削除自体にいまさら反対する論理を展開するものではない。そうではなくて、ここでは、同項の削除が他人の生命の保険契約の法律構成にどのような影響を及ぼすのかを、あらためて掘り下げたいのである。とくに、民法の第三者のためにする契約との比較は、他人の生命の保険契約の分析に際して常に意識しておかなければならない方途である。

(3) 保険金受取人の利益

ところで、民法 537 条 1 項は、「契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する」と定める。他人のためにする生命保険契約は、この第三者のためにする契約と

いう民法の類型の一種と捉えられる点に異論はない。同条はその2項で、「前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思表示した時に発生する」としており、このいわゆる受益の意思表示が、第三者（受益者）の権利を確定するための要件とされている。そして民法538条では、「前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない」という規定が置かれているとおり、受益の意思表示によって発生した受益者の請求権は、完全な債権としてたとえ要約者であっても剥奪・変更ができない権利性を持つことになる。

これに対して他人のためにする生命保険契約にあっては、周知のとおり受益の意思表示が存在しない。保険法42条は、「保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する」と規定している。したがって、保険金受取人は何らの法的手続きも要せずして、保険金受取人としての利益を享受できるのである。

ただ、民法で受益の意思表示が受益者の利益を「権利」として確定することとの対比において、保険金受取人として指定された者が「当然に」取得する利益は、厳密な意味での法的権利性を有してはいない。保険契約者が指定変更権を留保する限り、何時でも一方的に従前の保険金受取人を変更できるのであり、その意味で保険金受取人の利益は必ずしも十分な法的安定性を与えてはいない。もっともこの点については、次のような指摘がなされている。すなわち、「指定変更権が留保されている場合には、保険契約者は何時でも一方的に保険金受取人を変更できるのであり、その意味では保険金受取人の地位はきわめて不安定なものである。そのことから、たとえば、死亡保険金請求権についていえば、保険事故発生前は保険金受取人は条件付の権利をも未だ取得しておらず、たんなる期待を有するにすぎないという見解が主張される余地がある。しかし、権利者としての地位が不安定であるということと権利性は論理的に両立しうるものであり、指定変更権が留保されている場合といえども、保険金受取人は条件付権利を直ちに取得するものと解すべきである」*7。このように理解すれば、保険金受取人の「地位」は不安定であるものの、その取得する利益が「権利」であることを積極的に容認することが可能となる。実際に、保険事故発生前でもこの「保険金請求権」について質権設定が可能とされたり、指定された保険金受取人の債権者による差押が認められたりすることからも、ここにいる「条件付権利」の権利性は明白であろう。

(4) 「対価関係」の考察

そのような理解を前提とすれば、民法のいう第三者のためにする契約における受益者の取得する権利と、他人のためにする生命保険契約において保険金受取人の取得する利益とが、法的に異質と区別する必要はない。そしてだからこそ、民法の第三者のためにする契約の法構造と他人のためにする生命保険契約のそれとの精緻な比較が可能となり、そこから重要な問題がもたらされることとなる。

民法の第三者のためにする契約においては、要約者と諾約者との間に「補償関係」が存在する。当該契約が有償契約である場合、要約者は諾約者の給付と対等的な位置に置かれる反対給付を諾約者に対して行わなければならない。そして諾約者は、「反対」給付を、

要約者ではなく受益者に対して行うことになる。諾約者の給付の方向性を除けば、要約者・諾約者間で締結される契約は通常の（有償）契約等と同じ構造を持つ。したがって、この補償関係が第三者のためにする契約の主幹をなす。

しかしそれとは別に、要約者と受益者の間には、「対価関係」が要求される。受益者の得は有価値の権利を取得するのであり、そうした有価値の利益を理由もなく取得するのは筋がとおらない。なぜそのような権利を要約者の出捐の下で得ることができるのかは、第三者のためにする契約に法的正当性を与えるためには必要不可欠の要素である。ふつう民法の第三者のためにする契約の解釈においては、「対価関係は、第三者のためにする契約の構成要素ではないから、これを欠いても、第三者は、諾約者に対して権利を取得するのであるが、しかし、第三者が取得した権利は要約者との関係では、不当利得を構成する」*8と解されている。つまり、対価関係は第三者のためにする契約の形式的な法構造に組み込まれたものではないが、実質的には受益者の権利取得の法的正当性を裏付ける重要な要素であることになる。もちろん、それを欠く場合に要約者は受益者に対して不当利得返還請求権を有するに至るから、対価関係は実際に法的評価を受ける法律関係であることに疑いはない。

他人のためにする生命保険契約においても、前述のように保険金受取人にはたとえ保険事故発生前であっても、法的価値のある財産権が発生する。だとすれば、保険契約者と保険金受取人との間には、民法の第三者のためにする契約で予定されるような「対価関係」が存在してしかるべきであろう。もっとも、他人のためにする生命保険契約の場合には、保険金受取人が受益の意思を表明する機会がない。本来であれば受益の意思表示は、受益者が要約者との間の対価関係を十分に認識し、これを「形成」することを望むからこそ表明される。対価関係の形成を望まない場合は、受益者は受益の意思表示を行わなければ、第三者のためにする契約そのものの成立を妨げることが可能である（効力要件としての受益の意思表示）。それに対して、他人のためにする生命保険契約では、保険金受取人の側には、何らこの対価関係を確認し承認しあるいは拒否する機会が設けられていない*9。だとすれば、この関係は、保険契約者の側から一方的に形成するほかはない。受取人の指定・変更権とは、この対価関係の形成を行う権利であると解することができる。

(5) 旧商法 675 条 2 項削除の実質的意義

以上の考察を商法 675 条 2 項の削除の問題と融合してみよう。

保険契約者は、保険金受取人の指定・変更権によって受取人との間に対価関係を形成する。確かにこの対価関係は、実質的贈与や実質的代物弁済等、法的意味でいえば財産的利害関係として評価しなければなるまい。しかし、それは保険契約者の指定・変更の意思に基づいて一方的に形成される以上、当該保険契約者の社会的・経済的な利害状況を背景としていることは当然である。旧商法 675 条 2 項は、この対価関係形成権の相続を認めていなかったため、他人のためにする生命保険契約の対価関係は、当初の保険契約者限りの権利と限定していたことになる。このことは決して、指定・変更権が人格権の一身専属性を持つということではない。保険法上、他人のためにする生命保険契約の財産的な対価関係を、当初の契約者の持つ経済圏、利害関係圏に限定したということである。民法の第三者

のためにする契約においては、受益の意思表示があり契約が形成された以上、要約者の側に相続があっても、相続人はすでに形成されている受益者の確定的権利を変更することはできない。それに平仄を合わせれば、「対価関係は当初の要約者（保険契約者）の利害関係のみを基礎におく」という方針が維持されることにも一定の合理性はある。

ところが、同項の削除は、当初保険契約者の相続人に、対価関係の一方的形成権を相続させた。相続という包括承継の趣旨からすると、被相続人（当初の保険契約者）の利害関係をそのまま承継するように捉えられがちであるが、保険金受取人の指定・変更権は被相続人のそれを相続人が承継するものではない。つまり、相続人である新保険契約者は、自らの独自の経済圏、利害関係圏の中で自由に受取人を指定・変更することができる。その権利の行使に際しては、何ら被相続人の思惑による拘束を受けるものではない。

そのように考えれば、保険金受取人の指定・変更権の相続を許すということは、当初の保険契約者とは別の保険契約者に、対価関係の自由な形成を認めたということである。これは、他人のためにする生命保険契約において、対価関係を形成する側の範囲を拡張する第一歩であり、とくに民法ではまったく予想されていない領域に踏み込んだ施策ということになる。

2 保険法 46 条—受取人先死亡

(1) 対価関係のフレキシビリティ

ところで、前述したように保険金受取人の側は、たとえ指定されていようとも、保険事故発生までは常に変更される可能性にさらされた不安定な権利しか有しない。言い換えれば、当初の保険契約者との間の対価関係は、常に受取人の側で変動する可能性がある。その限りでいえば、当初保険契約者の経済的利害圏にある保険金受取人との対価関係は、受益の意思表示がないことによって、もともとかなりフレキシブルであった。要約者（当初保険契約者）を固定的に、受益者（保険金受取人）を変動的に捉えたフレキシビリティである。つまり、保険金受取人の側の変動による対価関係の自由性は、他人のためにする生命保険解約ではすでに容認されていた。

ところが、いくつかの場面で、受取人の側の事情によって対価関係の維持が難しくなることがある。その典型例が受取人先死亡の事案であろう。この問題にはかつて解釈論的対立があった^{*10}。

一方で、当初の指定保険金受取人が死亡すると、生命保険契約自体が自己のためにする契約に転化するという見解があった。もともと保険金受取人の指定は、要約者たる保険契約者と保険金受取人との間の特別な対価関係に基づくものである。したがって、この対価関係は誰か別人に当然に承継されることはありえず失効するはずである^{*11}。それにもかかわらず、旧商法 676 条 1 項は「保険金額ヲ受取ルヘキ者カ被保険者ニ非サル第三者ナル場合ニ於テ其者が死亡シタルトキハ保険契約者ハ更ニ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定スルコトヲ得」と規定し、保険契約者が改めて受取人変更をすることを期待していた。ただ、それに応じた新たな指定変更がないときは、法政策的に同条 2 項が「保険契約者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ワスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人ヲ以テ保険金

額ヲ受取ルヘキ者トス」としていた。つまり旧商法 676 条 2 項は、指定保険金受取人の相続人で保険契約者死亡時に生存し（しかも被保険者死亡時にも生存している）者をもって、あくまで政策的な措置として保険金を受け取る権利を付与していた（同条 2 項の「一回適用説」、最判も、おそらくこの一回適用説を採用）。

他方、保険契約者が第三者のためにする生命保険契約を締結したときは、当該契約は契約者の明確な意思によらない限り自己のためにする生命保険契約に転化することはないとする見解があった^{*12}。この考え方に立脚すると、第三者のためにする生命保険契約にあつては常に「受取人」が存在しなければならない。言い換えれば、常に「対価関係」が設定されていなければならない。そのため法が間断なく受取人の存在を擬制することによって対価関係の維持をも擬制し、第三者のためにする生命保険契約という契約形態を保持することに努めた^{*13}。この見解によれば、受取人が死亡した時点で即座にその相続人が「仮受取人」の地位に立つ。それに応じて、保険契約者との間には「仮対価関係」が形成され、さらにその相続人が死亡すれば、旧 676 条 2 項が再度適用され、死亡した相続人の相続人が「仮受取人」としての地位を順次獲得していく（当然、「仮対価関係」も順次形成されたものとみなされる。いわゆる多段階適用説、ここで旧商法 676 条 2 項を適用するたびに保険金請求権の取得割合も相続割合に応じて確定するという考え方と、最判のように相続順位にかかわらず最終的な受取人は均一割合で保険金請求権を取得するという考え方が分かれた^{*14}）。もちろんその間、契約者が受取人指定変更を行えば、この仮受取人の地位は擬制する必要はなく、保険契約者の指定した受取人が正式な受取人の地位につく。保険法 46 条は、「その相続人の全員が保険金受取人となる」と規定するため、指定受取人の死亡から保険事故発生までの間においても、当然に相続人が受取人と「なる」。旧商法 676 条 2 項で曖昧であった点が明瞭になったため、基本的に同条は指定非失効説に立脚するものと捉える方が、解釈論的に整合的であるともいえる。

(2) 対価関係の擬制とは

前者の立場については、自己のためにする契約に転化するのであれば、指定が失効したにもかかわらず当初の指定保険金受取人の相続人が受取人として浮上してくるのは理論的矛盾であるという指摘が多くなされていた。旧商法 676 条 2 項の政策的色彩をいかに強調しようとも、指定保険金受取人の相続人への最終的な保険金の帰属は、あまりにアクロバチックにすぎるといっているのである。しかし、対価関係という第三者のためにする契約の本質的要素を考慮した場合、前述したような保険金受取人の指定が要約者たる保険契約者と受益者たる保険金受取人との間の特別な対価関係に基づくものであるとする基本理解には、極めて重要な意味がある。この見解が想定する対価関係とは、他人のためにする生命保険契約の当初の保険契約者と、契約時に指定された保険金受取人の間に存在すべきそれである。したがって、一般的な保険金受取人の「変更」でさえ、対価関係の変更として、契約の本質的変更になるはずである。したがって、この見解にとっては旧商法 676 条 1 項でさえ法的には異色な措置であると捉えられよう。本来であれば、変更の都度、新しい第三者のためにする契約が締結し直されると構成すべきであるにもかかわらず、旧商法 676 条 1 項はあくまで便宜的に 1 つの継続的契約として受取人の変更を容認した特別措置である。

「自己のためにする契約」への回帰という点には疑問が残るものの、他人のためにする生命保険契約において、極めて厳格な対価関係を必要とする立場と評することができる。

これに対して後者の立場は、対価関係の形成について、保険契約者意思の「擬制」を行うと指摘される^{*15}。しかし、より正確にいうと、保険契約者の意思というよりはむしろ、保険契約者と死亡保険金受取人の相続人との間の対価関係そのものの擬制である。当初の保険契約者が、死亡した保険金受取人との間に財産的利害関係を持つとはおよそ考えられない。それにもかかわらず、旧商法 676 条 2 項（保険法 46 条）は、当初の保険契約者と死亡受取人の相続人との間に対価関係が形成されたものとみなしたのである。

3 終わりに

さて、旧商法 675 条 2 項の削除と、保険法 46 条（旧商法 676 条 2 項）の双方の検討から、保険法上、他人のためにする生命保険契約というものをどのように捉えるべきかについて 1 つの方向性を見いだすことができる。

民法の第三者のためにする契約は、特定の要約者と特定の受益者の間にその両者の関係に応じた法的な対価関係が存在することを構造上要求する。したがって、様々な理由からその対価関係が存在しなかったり消失した場合には、要約者は受益者に対して不当利得の返還請求を行うことができる。これに対して他人のためにする生命保険契約では、ひとたび保険契約者以外の他人が受取人として指定されると、「他人のためにする生命保険契約」という 1 つの「型」が形成され、原則としてその「型」の維持・継続が志向される。もともとその「型」のなかの保険金受取人という地位には、誰が入っても契約の効力には何らの影響も出なかった。「受取人の変更」には、必ず従前の対価関係の消滅が伴うはずである。しかし保険法は、それを意に介せず、新たな対価関係の形成が「もとの契約の中で」行われることを許した。これが受益の意思表示の排除の効果である。そしてさらに、相続により保険契約者の交代を許すことで、今度は保険契約者の側での対価関係の消滅についてさえ、もとの契約内での新たな対価関係の形成を容認した。そしてさらに、受取人の先死亡という予期せぬ対価関係の消失の場面においても、第三者のためにする契約としての「型」を維持することを優先させた。それが受取人の相続人を新たな受取人と擬制する施策である。

本来は契約自体を消失させるはずの対価関係の変動を、あくまで当初の保険契約者が「始めた」他人のためにする生命保険契約の中で処理することは、民法の第三者のためにする契約とは全く異なる。そうまでして他人のためにする生命保険契約という「型」を維持しなければならない理由はどこにあるのだろうか^{*16}。そして、そうした「型」の中で要求される対価関係は、果たして民法の予定するような対価関係と同じものなのであろうか^{*17}。さらなる検討が必要なところである。

*1 「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」別冊商事法務 310 号 137 頁。

*2 大森『保険法』（1964 年）278 頁。

*3 大森・279 頁。

*4 西島『保険法』364-365 頁。

-
- *5 山下（友）『保険法』495頁。
- *6 山下（友）・496頁。
- *7 山下（友）・前掲注(18)509頁。
- *8 春田一夫『第三者のためにする契約の法理』7頁（信山社、2002）。
- *9 非常に例外的ではあるが、事後的に保険金受取人が権利を放棄することがあり、それは対価関係の否定と見ることができる。その場合、対価関係が不存在（ないし消滅）したことにより、保険契約者が受取人に対して不当利得の返還請求権を持つと法的に構成することになるとと思われる。
- *10 山下友信『現代の生命・傷害保険法』九八頁以下等を参照。
- *11 指定失効説、西島梅治「死亡保険金受給資格者の資格認定基準と判定基準時」文研論集 100号 28頁。
- *12 山下典孝「指定受取人の死亡による保険金請求権の帰属」生命保険経営 62巻 6号 221頁等。
- *13 指定非失効説、野村修也「死亡保険金受取人をめぐるとの最高裁判決」民商 114巻 4=5号 692頁等。
- *14 竹濱修・平成五年重判 124頁、なお、本件判決が最終的権利割合の平等性を採用したため、非失効説を否定していると捉える立場もある。田中豊・法曹 47巻 8号 311頁以下参照。
- *15 洲崎博史・判批・金法 1364号 78頁参照。
- *16 第三者のためにする生命保険では、普通は死亡保険金請求権の固有権性を最大限活かすために、これを相続財産に組み入れることを回避する傾向がある（相続債権者からの保護）。また、ひとたび第三者のためにする生命保険契約が成立した以上、保険契約者は自己のためにする生命保険契約への転化を望んでいない（第三者のためにする生命保険契約の維持）。そして保険契約者は、被保険者の死亡によって経済的需要が生じるとされる者にできるだけ保険金の利益を享受させたい（遺族の生活保障）。これらの要素が保険法四六条あるいは旧商法六七六条二項の基礎となる契約者意思の擬制を方向づけてきたといわれる（桜沢隆哉「保険金受取人先死亡事例の再検証—最高裁判例が示した準則の適用方法・範囲をめぐって—」『新保険法と保険契約法理の新たな展開』280頁）。
- *17 少なくともその不存在・消失が不当利得関係を導くほど、強固な法的評価を受け得るのかについては疑問が生じよう。